

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 25 年 4 月 30 日（火）午前 9 時～午前 9 時 23 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長 欠席者：会計管理者
議 題	1 平成 25 年第 1 回市議会臨時会提出議案について 2 平成 25 年第 2 回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 なお、監査委員の選任が必要となった場合は、持ち回りの決裁により庁議決定する。 議題 2 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 3 について：第 1 回市議会臨時会の招集期日は 5 月 15 日（水）である。 第 2 回市議会定例会の招集期日は 6 月 6 日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 25 年第 1 回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、特定継続世帯に係る国民健康保険税の軽減措置等が講じられたことに伴い、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）の一部を改正するものである。 なお、専決処分日は、平成 25 年 3 月 30 日である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) その他の議案について

(企画財務部長)

議会の人事に伴い、監査委員が代わることとなった場合は、「監査委員の選任について」の議案を提案することとなる。この議案についての庁議決定については、持ち回りの決裁により決定する。

(結 論)

議会の人事に伴い、「監査委員の選任について」の議案を提案することとなった場合は、持ち回りの決裁により庁議決定をする。

議題 2 平成 25 年第 2 回市議会定例会提出議案について

(1) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例

(健康福祉部長説明)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市子ども・子育て会議を設置する必要があるため、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する場合に意見を聴くとともに、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議等するものである。会議は、委員 12 人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者（大学教授、児童相談所職員等）、子育て支援に関する事業従事者（保育園長、幼稚園長等）、教育関係者（小学校長、教諭、指導主事等）、子どもの保護者（保育園児保護者、幼稚園児保護者、学童クラブに通う児童の保護者等）及び公募の市民（子育てに関心のある市民）のうちから市長が委嘱する。委員の任期は、2 年とする。

施行期日については、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

なお、当該提出議案は、新規条例であるため、例規文書審査会に付議する。また、委員報酬については、附則において武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をすることにより対応する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

外国語指導助手の報酬を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、「平成 24 年度 JET プログラムの運用改善について（通知）」に基づき、外国語指導助手の報酬について改定するものであり、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年村山町条例第 6 号）別表第 1 中、「外国語指導助手 月額 350,000」を「外国語指導助手 初年度月額 280,000、2 年目月額 300,000、3 年目月額 325,000、4 年目及び 5 年目月額 330,000」に改めるものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

経過措置については、この条例による改正後の武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に採用する外国語指導助手の報酬について適用し、同日前に採用した外国語指導助手の報酬については、なお従前の例による。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）の施行に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者等のうち、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業等に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止するものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

なお、当該法律の施行に係るその他の改正については、9 月議会を予定している。そのなかで、延滞金の改正が地方税法上でなされており、このことに関し、各条例が地方税法を引用している部分に関しては、文書情報課及び課税課の連名をもって対応依頼の連絡をさせていただく予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条に規定する固定資産税等の課税標準の特例に関し、新たに特例措置が創設された等の理由により地方税法附則中に項ずれが生じたため武蔵村山市都市計画税条例（昭和 39 年村山町条例第 32 号）第 2 条のみなし規定に係る付則第 13 項の読み替え規定について所要の規定の整備を行うものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

ボランティアセンターの名称を変更する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市民総合センター設置条例（平成 13 年武蔵村山市条例第 24 号）第 5 条第 8 号中「ボランティアセンター」を「ボランティア・市民活動センター」に改め、別表第 1 中「ボランティアセンター (1) ボランティア活動の広報及び啓発に関すること」を、「ボランティア・市民活動センター (1) ボランティア活動及びその他の市民活動の広報及び啓発に関すること」に改めるものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市立学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

(健康福祉部長説明)

武蔵村山市立学園学童クラブを設置する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市立学童クラブ設置条例（平成 10 年武蔵村山市条例第 40 号）別表に「武蔵村山市立学園学童クラブ 武蔵村山市学園一丁目 85 番地の 1」を加えるものである。

施行期日については、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

なお、定員を 50 人とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）

（財政担当部長説明）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 平成 25 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

（生活環境部長説明）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 繰越明許費繰越計算書について

（財政担当部長説明）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告する。

概要については、平成 24 年度から平成 25 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

（結 論）

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

（財政担当部長説明）

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出する。

提出書類については、平成 24 事業年度の決算書及び平成 25 事業年度の予算書である。

（結 論）

提出事項として決定する。

議題 3 その他

(1) 第 1 回市議会臨時会の招集期日について

	<p>第1回市議会臨時会の招集期日は5月15日（水）である。</p> <p>(2) 第2回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第2回市議会定例会の招集期日は6月6日（木）である。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）